イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑹　平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度又は23年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑺　平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度又は23年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑻　平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶」の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度又は23年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度又は23年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成22年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑽　平成22年度、23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度、23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成22年度、23年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。

⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修「海外旅行実務」課程を修了した者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成22年度又は23年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成22年度又は23年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

７．受験願書及び試験施行要領の配布　受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び支部事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、90円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

８．合格者の発表　合格者の発表は、平成23年11月18日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、支部事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

９．合格証の交付　平成23年11月18日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10．試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　日本旅行業協会

住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
全日通霞が関ビルディング３階

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十三年六月九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

行った測量及び調査の名称	地図及び簿冊の名称
国土交通省	八王子調査、横浜調査、藤沢・寒川調査、塚原調査、平塚調査、厚木調査、秦野調査、伊勢原調査、小田原調査、南足柄調査、相模原調査、座間調査、綾瀬調査、海老名調査、大和調査、藤沢・三浦調査、逗子調査、鎌倉調査、横須賀調査、浜西調査、北鎌倉調査、横部調査、査類基本調査、京東報本調査、京東履歴地籍調査、京東履歴地籍分類調査、京東履歴地籍